

令和8年1月9日
九州地方整備局

◎不正な行為を行った下記業者について、1ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：村上建設株式会社
業者住所：鹿児島県奄美市名瀬小浜町29-9
2. 指名停止措置期間：令和8年1月9日～令和8年2月8日
(1ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、村上建設株式会社の従業員が、令和6年4月15日、鹿児島県奄美市の大熊漁港において、同社が所有する船舶を洗浄した際に洗浄水に混入した燃料油を過失により同漁港海域に排出させたことにより、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で名瀬簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月15日にその刑が確定したものである。
5. 指名停止措置理由
村上建設株式会社の従業員が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で罰金刑の略式命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第15号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
 代表：092-471-6331
 総務部契約課長 本松 泰典（内線 2511）
 （契約課直通：TEL 092-476-3509）
 港湾空港関係
 総務部契約管理官 久永 陽一（内線 290）
 （経理調達課直通：TEL 092-418-3345）